

平成24年度の上半期の予算執行状況をお知らせします

今年度の上半期(4月1日から9月30日)の財政状況を公表します。

一般会計の当初予算額は46億1,500万円でしたが、その後の補正予算により、9月30日現在は50億6,701万円となっております。

なお、下表の歳入・歳出の予算額は、前年度の繰越事業分(2,705万円)を含んでおり、総額で50億9,406万円となっております。

一 般 会 計

(歳 入)

項 目	予算額	収入済額	収入率
町 税	9億1,765万円	5億1,516万円	56.1%
地方交付税	22億7,961万円	15億9,563万円	70.0%
地方譲与税	6,180万円	1,825万円	29.5%
各種交付金	1億2,181万円	6,013万円	49.4%
使用料・手数料	6,059万円	3,052万円	50.4%
国庫支出金	4億3,483万円	8,229万円	18.9%
県 支 出 金	3億8,129万円	1,892万円	5.0%
繰 越 金	2,870万円	2,870万円	100.0%
諸 収 入	1億2,031万円	4,362万円	36.3%
町 債	6億2,610万円	0万円	0.0%
そ の 他	6,137万円	1,499万円	24.4%
合 計	50億9,406万円	24億 821万円	47.3%

(歳 出)

項 目	予算額	支出済額	執行率
議 会 費	8,127万円	4,571万円	56.2%
総 務 費	6億6,411万円	2億6,499万円	39.9%
民 生 費	10億5,237万円	4億9,395万円	46.9%
衛 生 費	11億9,114万円	4億4,457万円	37.3%
農林水産業費	2億1,145万円	3,589万円	17.0%
商 工 費	1億5,052万円	5,776万円	38.4%
土 木 費	1億8,440万円	6,586万円	35.7%
消 防 費	2億8,808万円	1億 846万円	37.6%
教 育 費	6億 463万円	2億1,048万円	34.8%
公 債 費	6億4,998万円	2億9,272万円	45.0%
そ の 他	1,611万円	191万円	11.9%
合 計	50億9,406万円	20億2,230万円	39.7%

特 別 会 計

会 計 名	予算額	収入済額	支出済額	支出執行率
国民健康保険	11億5,616万円	5億2,113万円	5億 32万円	43.3%
後期高齢者医療	1億3,454万円	5,530万円	3,869万円	28.8%
介 護 保 険	11億9,875万円	5億3,930万円	5億2,224万円	43.6%
簡 易 水 道	1億1,205万円	3,131万円	3,059万円	27.3%
浄化槽整備	6,913万円	1,482万円	1,283万円	18.6%



平成24年工業統計調査を実施します

- 平成24年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、24年12月31日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。
- 調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性をご理解いただき、お忙しいところ恐縮ですが、ご回答をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先 産業振興課 商工観光係(内線304)



「固定資産税」について

お知らせ



《家屋を新増築、取り壊した人はご連絡ください》

固定資産税は、1月1日現在の所有者に対して課税されます。課税対象の状況をよりの確に把握し、公平且つ適正な課税を行うために、次に該当するときは、総務課税務係までご連絡ください。

◎家屋を新増築又は取り壊したとき（平成24年1月～12月の間）
◎登記していない家屋の所有者が変更になったとき

◎店舗や事務所として使用していた家屋を住宅用に変更した場合、又は居住用として使用していた家屋を店舗や事務所に変更したとき（住宅用地は一定の条件を満たすと税額の特例があります。）

申請期限 平成25年1月31日（木）

《事業用の償却資産をお持ちの人は償却資産の申告を》

事業用の償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の状況（資産の名称、取得価格、取得年月、耐用年数など）を申告していただくことになっております。必ず期限までに申告書の提出をお願いします。eLTAX（エルタックス）地方税の電子申告もできます。

*申告の方法

◎前回に申告した人↓町から送付される申告書に平成24年1月2日から平成25年1月1日までの増加・減少資産を記入してください。（増減のない人も必ず申告してください。）

◎新たに申告する人↓総務課税務係に必要な書類がありますので、ご連絡ください。

固定資産税（償却資産）の賦課期日は1月1日です。法人の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末以降賦課期日までに資産の増加・減少の異動があるときは、それらの資産についても申告してください。

提出期限 平成25年1月31日（木）

償却資産の主な種類

◎構築物↓門、塀、橋、駐車場などの舗装、広告設備、庭園など
◎機械及び装置↓旋盤、プレス、クレーン、発電・変電施設など
◎車両及び運搬具↓大型特殊自動車（フォークリフト、タイヤローラーなどの建設土木用車両、農耕用車両など）、動力運搬車など（小型特殊自動車については、軽自動車税の対象になりますので、償却資産の該当にはなりません。）

◎工具・器具・備品↓検査工具、治具、電気・ガス器具、理・美容器具、医療器具、冷暖房用機器、パソコン、陳列ケース、事務機器、自動販売機、レジスター、公告看板など

《課税免除（過疎法）の確認と申請を》

過疎地域自立促進特別措置法により、町内に製造の事業所及び旅館業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備（機械・装置並びに建物及びその附属設備）を新設又は増設した場合、左記条件が整えば、その固定資産税が3年間免除になります。この免除を受けるためには申請が必要になります。

該当者↓青色申告を行っている法人又は個人
適用要件↓新増設した設備の取得価格の合計が、2,700万円を超える場合（ただし、敷地については、取得後1年以内に建設着手したものに限り。）

課税免除期間↓課税初年度から3年間

申請期限 平成25年1月31日（木）（申請用紙は総務課税務係にあります。）

冷蔵倉庫用家屋をお持ちの方は ご連絡ください。

平成24年度の固定資産課税分より、これまで「倉庫」として課税されていた家屋のうち、主たる用途が「冷蔵倉庫用」の家屋に対して適用される評価基準が改正されました。

この変更に伴い、該当となる冷蔵倉庫用建物を探しています。つきましては、左記の要件に該当する建物をお持ちの方は、総務課税務係までお知らせ願います。ご連絡後、現況確認のうえで変更適用いたします。

適用後は評価額算出における減価年数が短縮されます。

◎該当する建物の要件

・木造以外の倉庫用建物であること

・倉庫の保管温度が冷蔵設備によつて常に摂氏10℃以下に保たれていること

・建物自体が冷蔵倉庫（事務所など冷蔵倉庫以外で使用している部分がある場合、床面積の50%以上が冷蔵倉庫であること）

※常温の倉庫内にプレハブ式冷蔵庫や業務用冷蔵庫等を設置している場合は該当しません。